

日 時	令和2年12月22日（火）	午後6時30分～午後8時40分
場 所	職員会館	3階6号室
出席者	委員9名 青木委員，秋山委員，石田委員，岩館委員，河崎委員，富田委員，長嶋委員，宮澤委員，村山委員（50音順）	
	事務局3名 飯森課長，熊沢係長，青木主査	
傍聴者	なし	
資 料	<u>資料12</u>	意見提出手続（令和元年度実施・事業完了分）関連資料
	<u>資料13</u>	令和元年度完了事業における意見提出手続の概要
	<u>資料14</u>	意見提出手続（令和元年度実施分）の評価の実施順
	<u>資料15</u>	評価票（個人用）
	<u>資料16-2</u>	評価結果（評価順No.4～7）
	<u>資料17</u>	令和2年度 職員向け市民参加研修について（報告）
	<u>資料17-2</u>	令和2年度 職員向け市民参加研修 受講アンケート結果

---

## I 開会

これから第5回会議を開会する。

- ・会長が急遽欠席になったため，今回に限り事務局で進行を行いたいが，よろしいか。（一同同意）
- ・岩館委員の紹介を行った。
- ・配付資料の説明を行った。

## II 議事

### 1 令和2年度職員向け市民参加研修について【報告事項】

<事務局>

前期意見書で「職員の意識向上」を求める意見が出されていたことを受け，職員研修の見直しを行ったため，今年度の職員研修について報告する。

昨年まではセミナー方式で年1回，市民参加の意義や目的についての説明を行っていたが，より多くの職員の受講が可能となるよう，各職員が自席の端末から閲覧できる庁内掲示板に研修記事を掲載し，併せて，掲載後も常時閲覧できるよう庁内ホームページにも掲載した。実際の研修記事は資料17になり，1回ごとに3ページほどの解説を月1回ペースで5回掲載した。

また，最終回の掲載終了時には受講者アンケートを実施し，22人からの回答があった。実際にどれだけの職員が研修記事を読んだのかは不明だが，本配付した資料17-2の集計結果にあるとおり，受講者からは本取組を比較的好意的に受け取られたため，次年度以降も同様に，随時必要な情報発信をしていこうと考えている。

<委員>

この研修への参加は自発的なものなのか。

<事務局>

そうである。

<委員>

各部局あたり何人受講するように、という形での実施はできないのだろうか。部局によって参加状況にばらつきが出ると思う。

<事務局>

特定な研修以外で参加を強制することは難しいと思う。ただ、市民参加は内容として喫緊のものではないため、これまで受講者があまり集まらなかったという実態もあるため、場所や時間の制約を受けず受講できるよう、掲示板への研修記事掲載という形で今回は実施した。

<委員>

特別に参加してほしい部局には個別に参加を依頼するのか。

<事務局>

内容的に、どこか特定の部局に強く関係するというよりは、職員全体に知っておいてほしい内容になる。また、実際にパブコメの実施や附属機関の運営を行う職員に対しては、この研修とは別に事務取扱説明会を開催し、より実務的な説明会を行っている。

## 2 意見提出手続（令和元年度実施分）の評価

(1)「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）に基づく使用料・手数料の見直し

<事務局>

[資料13 No.3 に沿って説明]

<委員>

意見募集期間も十分取られており、意見の吸い上げは十分にできていたのではないだろうか。

<委員>

この審議会に参加していたが、その中では市の財政の話などをしっかりされていたので、審議会の委員からは値上げに対する不満はなく、むしろもっと値上げした方がよいのではという意見の方が多かったと思う。委員会では有意義な意見が十分に吸い上げられていたので、出された意見内容を見る限り、パブコメはなくてもよかったのかなと思う。

<事務局>

説明会も十分に行っている。また、料金に関する施策については、反対意見が出たからといって、即「値上げしません」とはならないため、パブコメをしないことができる「意見提出手続の特例」に該当すると規定している。ただ、庁内の流れとしては特例の場合もパブコメを行う傾向が強いが、意見反映が難しい案件についてパブコメを実施することについて、御意見はないか。

<委員>

市民だからといっても、受益者の立場で安くした方がいいという意見ばかりでもない。昨年の市民説明会でも、受益者負担は当然という考えが多く、出てきた意見内容も納得のいくものであった。一概に「安く」という意見ばかりではなかったのが、パブコメの実施も含め、市民参加の取組としてはよかったと思う。

<委員>

パブコメといっても、個々の案件によって目的が違うと思う。本件については市の財政的な問題もあるので、市民としては値上げしないしてほしいが、施設の老朽化などを考えると、ある程度は受け入れなければならないとなる。そういった市民の理解を得るという成果が欲しいから、実施したのかなとも思うので、実施しないよりはしてよかったと思う。もしパブコメをしていなければ、ただ「値段が上がったんだな」という理解だけで終わる。

<事務局>

パブコメを実施することで、市民が考えるきっかけになるということだろうか。

<委員>

そうである。「市民参加」であるから、パブコメはそこに意義があるのだと思う。「市民参加」でないのであれば、学識経験者だけ集まって決めた方が、方向性を早く出せると思う。パブコメで出された意見そのものは、受益者負担に関することしか書かれていないが、この資料を見るこ

とで、値上がりの理由が分かるので、パブコメは実施してよかったと思う。

<委員>

私もパブコメはやらないよりはやった方がいいと思う。具体的な金額も示した上でパブコメを実施しており、市民の意見もとりいれながらという点でも意味があるのかなと思う。

<委員>

私もパブコメをやった方がいいと思っている。この中では、使用料の上がったものばかりではなく、使用料が下がって使いやすくなった施設も多くある。そういうものがあることも、パブコメがなければ伝わらないと思う。

<委員>

値段が上がるのは分かるが、料金が下がるというのはどういう理由によるのか。

<事務局>

地域集会所施設で言えば、これまでは受益者負担の割合が施設によって異なっていたものを統一したことにより、これまで受益者負担率の高かった施設は値下げとなっている。基本的にはコストの算定方法によって変化したと思う。

<委員>

そういった根拠も何かの機会に教えてもらいたい。

<事務局>

今回の使用料・手数料の見直しについては、先に「方針」が決められている。その方針を決めた際には料金改定の考え方が示されていたと思う。今回は、その方針に従って具体的な料金を決めたというものになる。ただ、1年以上前にパブコメを実施した内容を覚えている人は少ないと思うので、そのあたりの情報も合わせて資料が作成した方がよかったかもしれない。

<委員>

審議会でも委員から同様の質問が出されたが、そのときの説明としては資料1-3にある算定手順に則って計算したところ、結果的に料金が安くなったところもあるということであった。

<委員>

市民の関心も高く、比較的意見を出しやすい内容なので、パブコメには適していると思う。

<委員>

このことについては、地区の問題がある。市の全体のバランスとしては、今回の見直しで改善したのだと思うが、高齢者は多くの場合、自分の居住区域内の施設しか使用できず選択肢がないため、人によっては従来よりかなり値上がりしてしまう。

<事務局>

そういう意見を出す機会を確保するという意味でも、パブコメは必要ということだろうか。

では、これまでの意見を総合するとパブコメの実施は適当であるということだと思うが、取組方法も鑑みると、評価としてはA～Dのいずれになるだろうか。

<委員>

説明会もしっかりされているので、取組方法もよいのではないだろうか。

<事務局>

では、「A」のパブコメの実施及びその取組方法はともに適当であるということによいか。

(一同同意)

## (2) 水道事業・下水道事業 中期財政計画(令和2～5年度)の策定

<事務局>

[資料1-3 No.1-2に沿って説明]

<委員>

こちらの審議会にも参加していたが、審議会の内容は説明会に近く、パブコメ資料よりさらに詳細な資料が配付された上で細かな説明がなされた。その中で、パブコメについての説明もあったため、委員からはパブコメの取り組み方に対する意見が色々出された。審議会での意見はほぼパブコメへの意見であり、事業内容そのものへの意見はあまり出ていなかった。

<事務局>

では、パブコメの取り組み方についての意見が反映されたということか。

<委員>

そうである。財政があまりよくないことをもっと市民に知らせた方がよいとか、そのためには広報誌等でもっと積極的に告知すべきといった話がされていて、事業内容への話はほとんど出なかった。したがって、自己評価での「市民意見の十分な反映」が高いとなっているが、事業内容への意見反映というよりは水道事業における市民参加への意見反映なので、反映の方向性が少し違うのかなと思う。

<委員>

確かに、資料にある「ビジョン」などはすごく分かりやすいと感じた。

<事務局>

事業内容に対しては意見自体が出なかったのだろうか。

<委員>

事業内容についてはとても詳しい説明がなされ、それに対して委員が質問し、事務局がそれに答えるという形で、特に意見にあたるようなものはなかった。

<事務局>

担当課の説明を聞けば、事業内容自体には納得がいったということなのかもしれない。パブコメの取り組みについては、審議会からの意見を色々取り入れたりしているようだが、取組方法としてはどうだろうか。また、本件も特例に該当する内容だが、これだけ多くの意見が出てきて市民の関心が高いところを見ると、パブコメ実施は適当であったとうことでよいだろうか。

<委員>

もちろん、実施した方がよい。

<委員>

この資料を見ると、設備の老朽化というものが非常に伝わってくる。なので、パブコメを実施して、こういった実情を伝えることで、市民も納得できると思う。

<事務局>

内容としても、説明が尽くされている印象だろうか。

<委員>

全部が全部、皆が分かるとは言わないが、写真による見た目のインパクトはある。そして、こういった状態なので経費がかかることが分かれば、他のことも気にかけるようになると思う。

<委員>

出された意見の大多数が値上げ反対となっており、利用者の立場としては当然だと思う。それに対し、市民意見の反映が低いということはおかしいと思う。民間委託など行い、もっと料金を下げるための工夫をすべきである。ただ、漏水事故が起こると経費が非常にかかるし、これからは管の老朽化も進み補修費用が非常にかかるので、そのあたりを市民に知ってもらう必要がある。

<委員>

過去に水道の懇談会に参加していたことがある。当時の財政報告を聞いたときの感想としては、一般企業なら倒産しているなというものであった。その頃は、できるものは民間委託しようと話している時期だったが、現在は委託できるものは大分委託していると思う。値上げするときには必ず財政問題が絡んでおり、不足分は税金で補うことになる。利用者側からすると単純に何でも安いに越したことはないが、それで運営が可能なのかという問題がある。

<事務局>

パブコメの取組方法としては十分だろうか。資料が非常に分かりやすいので、説明会を開催しなくても、読めば分かるようにはなっているのかなと感じる。評価としてはどうだろうか。

さきほどの意見などを聞いていると、意見反映云々は置いておいても、使用料・手数料だからこそ、パブコメを実施して財政の内情やかかる経費などを説明した方がいいのかもしれない。

<委員>

やっぱりこの写真を見ると、お金がかかるのは仕方ないなと思う。特に水道管は地中にあるの

で、普段は痛んでいるということが分からない。これを見ると大変だなとは思う。

<委員>

説明会は開催されていないが、委員会では実際に穴の空いたパイプなども持ってきて実物を見せてもらったり、浄水場や下水処理場の見学に行き配管などを見てきた。そういう点では、このパブコメ資料もそうだが、審議会でも説明は尽くされていたと感じる。

<事務局>

では、評価としては「A」ということでよいだろうか。

(一同同意)

### (3) 地域集会施設の活用に関する実施計画の策定

<事務局>

[資料13 No.4 に沿って説明]

<委員>

意見としては、地域としての施設の利用方法についてのようなものになるのか。

<事務局>

パブコメでの意見は、料金値上がりへの不満が多く出ている。また、集会施設は、サークル等の趣味的な使用の他に、町内会や市民委員会などの会議にも使用されることが多いため、自分の楽しみのためならまだしも、地域のための取組に対してこれほど費用負担をしなければならないのかという話が出てきた。

<委員>

今のような話を聞くと、確かに反対したくなる気持ちも分かる。値上げしなければならないということは、利用者数がそれだけ少ないということなのだろうか。

<事務局>

今回の見直しで、受益者負担を一律50%に下げたため、今までは負担率が100%だった住民センターや地区センターは半額以下に下がっている。逆に公民館はこれまで非常に安い料金だったのが、今回の見直しで上限範囲いっぱいの1.5倍に値上がりした。今回は完全な統一はされていないが、順を追って最終的にはどの施設を利用しても同じ料金になるよう改定される予定である。これは、公民館等施設の老朽化の課題がある中、特定の施設が使いえなくなったとしても、地域内にある他の地域集会施設が使えるよう、どの施設であっても同条件で利用できるようにしようという考え方に基いている。

<委員>

では、パブコメで意見提出した方は、そういう内容を知らないのか。それとも知っていても自分たちが使用する施設は値上げしないでほしいということなのだろうか。

<事務局>

どうしてもこれまで利用していた料金があるので、値上げには反対となるのかもしれない。

先ほど話したような内容が、担当課がこのパブコメで市民に説明しなかった部分だと思うが、その部分がこの資料から伝わるかどうかということへの感想はいかがか。

<委員>

水道料金のパブコメ資料ほど分かりやすくはない。使用料が変わるということは分かるが、施策の背景や目的がもっと分かるものであると良かったと思う。

<事務局>

確かに、具体的な料金改定の部分にページを割いているので、何を狙ってこういった見直しを行ったのかという部分が分かりにくかったかもしれない。見直しのねらいが分かりやすい構成になっていれば、もっと市民の納得も得られたかもしれない。

<委員>

市内には1,200ほどの町内会があるが、そのうち町内会館を有している町内会は300ほどしかなく、その他は会議等に地域の集会施設を利用している。料金のこともあるが、老朽化したものを解体しても全てが新設はされるわけではないようである。そうになると、遠くの会館を使用しなけ

ればならないという話にもなってくるが、高齢者はあまり遠くへは行けないため、やはり近くに集会施設があるということが重要になってくるので、その意味でも身近で大変な問題である。

<事務局>

この地域集会施設については利活用も含めた方針の話なのに、どうしても料金に関する意見ばかりになっている。ただ、今の委員の発言を聞くと、料金以上に施設配置や、今後どのように残していくのかという話の方が、今後長い目で見ると市民への影響はあるのではないかと。

<委員>

委員会ではそういったことへの意見も出ていたが、パブコメでは料金に関する意見ばかりであったので、意見の出るポイントがそれぞれで違ったのかなと思う。

<事務局>

確かに資料の中でもその部分に触れてはいるので、見る側の問題なのだろうか。

<委員>

パブコメのタイトルも「地域集会施設の活用」となっており、料金とは一言も言ってない。

<事務局>

使用料・手数料の見直しと時期を一緒にしていたので、意見を出す側としては、内容の違いが分かりづらかったのかもしれない。では、評価としてはどなるだろうか。パブコメの実施は適当だということだと思うが、取組方法としてはどうだろうか。

<委員>

資料をもっと分かりやすくした方がよかった。

<事務局>

では評価としては「B」の、パブコメ実施は適当だが、取組方法に工夫が必要であったということでもよろしいか。

(一同同意)

#### (4) (仮称) 旭川市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例(素案)の制定

<事務局>

[資料13 No.5 に沿って説明]

<委員>

初めて見る内容であった。

<事務局>

このパブコメの実施は生活保護の関係課によるものであり、全国的に問題となっている貧困ビジネス対策として国が定めた省令に基づき、条例を制定したものである。

<委員>

無料低額宿泊所とは具体的にどこに設置されているのか。

<事務局>

知っている範囲では、市内に該当施設はないようである。したがって、本市においては喫緊の課題として本条例を整備したというよりは、セーフティネットの一環として、今後に備えるという意味合いが強いのだと思う。

<委員>

生活保護を受給している人が安く借りられる住居があるが、それはこれとは別なのだろうか。

<事務局>

それらは、単純に賃料の安い住宅である。市内には生活保護の基準内で借りられる住居が普通にあるため、そういったところに居住できる。

<委員>

では、わざわざ無料低額宿泊所に入居する必要がないということか。

<事務局>

そうである。したがって、市内に該当する施設があるという話はまだ聞いたことはない。

<委員>

これは、施設経営者に市が費用補助を出すのではなく、入居者に補助を出すというものになるのか。

<事務局>

無料低額宿泊所を運営する際に守るべき基準を決める条例で、市が補助金等を出すという内容のものではない。

<委員>

では、生活保護基準以下の人が入るという施設なのか

<委員>

生活保護の受給基準を満たしていても、生活保護を受給したくないという人は結構いるが、そういう人を保護するという意味があるのか。

<事務局>

そういう人を保護する意味もあると思う。また、生活保護を受給していると毎月決まった収入が保障されるため、そのことに目をつけた事業者が、保護受給者を囲い込んで経費のかからない施設に入居させ、実態に見合わない法外な入居料等を徴収するという、貧困ビジネスといわれる事象が全国の特に関東圏で問題になっているため、入居者が料金に見合った居住環境やサービスを受けられるように、運営側が守るべき基準を定めたものになる。

<委員>

現在どのくらいの方がこの施設を必要としているのか。

<事務局>

市内には必要としている人はあまりいないと思う。ただ、全国的には既に問題として発生しており、今後は旭川でも必要になるかもしれないため、条例を整理したということだと思う。

皆さんの反応を見ていると、そもそもなぜ市としてなぜこの条例を作ったのかという、その問題が見えないということだと思う。

<委員>

どこに向けての条例なのだろうか

<事務局>

無料低額宿泊所を運営しようとする事業者に向けてになる。

<委員>

資料に「概要」と書いてあるわりには、条例の解説書になっていて、全然まとまっていないと感じる。もっと図を使ってモデル化してもらえれば、内容もイメージしやすいと思う。

<委員>

こういう基準を定めたとして、実際の運用が基準に沿ったものになっていなかった場合にはどうなるのだろうか。それがなければ、せっかく条例で基準を定めても、基準を守らない事業所も出てくるのではないだろうか。

<事務局>

指導等ができるようになるのだと思うが、国で省令が出たことを受けて旭川市でも条例を整備する必要が出たのだと思うので。この段階では具体的な取扱いまで決められないのだと思う。

<委員>

パブコメには意見聴取と周知の2つの機能があると思うが、これについては何をしたいかパブコメをしたのかが見えない。

<委員>

市民全体に向けてパブコメを行うというよりは、社会福祉関係者等に周知した上で内容を検討した方がよかったと思う。旭川市は世帯収入が低くて生活保護率も高く、さらにこのコロナ下で貧困率が上がることも予想されるため、こういうものがあると周知するだけでも、取り組もうと考える法人等はあるかもしれない。

<事務局>

対象を絞って意見聴取したり、周知したりという方がよかったということだろうか。では評価としては「D」のパブコメ以外の市民参加が適当ということでしょうか。具体的な手法として

は何だろうか。意見交換会だろうか。

<委員>

関係機関等との意見交換会などではないだろうか。

<事務局>

では、評価としてはDで、具体的な取組内容としては、日頃からそういった人たちと関わりのあるような機関や専門家などとの意見交換会ということによろしいか。

(一同同意)

### (5) 旭川市屋外広告物条例等の改正

<事務局>

[資料13 No.11 に沿って説明]

<委員>

これについてパブコメを実施したのは、何か意見が欲しかったから実施したのか、それともやらなければならないから、周知という意味合いで実施したのか。

<事務局>

しなければならないという気持ちが強かったのかなと思う。ただ、どちらかという事業者向けの内容なので、一般市民が意見を出せるというものではないのかもしれない。

<委員>

管理義務を有する者に「所有者と占有者も追加する」とあり、当事者の範囲が広がることになるため、広く意見を求めることにしたのではないか。

<事務局>

では、パブコメを実施することは適当であっただろうか。

<委員>

パブコメを実施する前に関係団体等に意見照会しているので、パブコメは周知の意味合いが強いのではないか。関係団体と意見交換できているなら、周知さえできればパブコメを実施する必要はなかったと思うし、周知だけなのであれば他の手法の方が良かったと思う。

<事務局>

では、評価としてはDのパブコメ以外の市民参加が適当であり、具体的な手法としては周知を行った方がよいということか。周知方法としてはどのようなものがあるだろうか。

<委員>

商工会に対して周知するなどだろうか。今回の改正で最も変わる点は、今まで施工業者に責任があったものが、所有者や看板を設置している事業者にも責任が発生するということだと思うので、周知するのだとしたら、そういった人たちに知らせた方がいいと思う。よって、そういう人たちにアクセスしやすい団体に告知するのがいいと思う。

<委員>

一般の人がこういうことを色々言われても分からないと思うし、そういった仕事に携わっていない人にとっては、せっかくパブコメをされても、どうしたらいいのか分からないと思う。内容については専門的な人に伝えて、一般の人に向けては看板落下等への注意喚起を行うことがいいのではないか。

<委員>

特殊な業務なので、看板の設置を依頼する側もあまり内容を知らないと思うし、商売を営まない日常生活を送っているような人には関係しない内容なので、設置業者から施工主に説明できるというのではないだろうか。

## III 閉会

<会長>

以上で、令和2年度第5回会議を終了する。